

- 1 開催日 平成 26 年 2 月 24 日 (月)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 市教委第 5 号 平成 26 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について
 - 日程第 3 市教委第 6 号 高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- 4 報告
 - 「高知市いじめ防止基本方針」策定スケジュールについて
 - 高知市いじめ防止等対策委員会委員について
 - 土佐山小中一貫教育検討委員会の報告書について
- 5 出席者
 - (1) 委員
 - 1 番委員長 門 田 佐智子
 - 2 番委員 山 本 和 正
 - 3 番委員 西 森 やよい
 - 5 番教育長 松 原 和 廣
 - (2) 事務局
 - 教育次長 依 岡 雅 文
 - 教育次長 横 田 寿 生
 - 教育政策課長 森 田 洋 介
 - 教育政策課教育企画監 野 村 能 教
 - スポーツ振興課長 横 田 修 明
 - 人権・こども支援課長 中 田 正 康
 - 人権・こども支援課生徒指導対策監 横 田 隆
 - 教育政策課長補佐 高 岡 幸 史
 - 教育政策課総務担当係長 宮 田 小 町
 - 教育政策課主査 横 田 由 紀 子
- 6 欠席委員
 - 4 番委員 野 並 誠 二

1 平成 26 年 2 月 24 日（月） 午後 4 時 20 分～午後 5 時 30 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 20 分

門田委員長

ただいまから、第 1125 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。署名委員は西森委員をお願いします。

それでは、日程第 2 市教委第 5 号「平成 26 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課、森田でございます。

お手元の資料、高知市教育委員会 2 月定例会議案の別紙資料をご覧ください。少し長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

今議会に提案予定の議案は、平成 25 年度 3 月補正議案 5 件、平成 26 年度当初予算議案、そして予算外議案 10 件となっております。それでは、資料の 1 ページから順次説明をさせていただきます。

3 月補正予算議案でございます。

(1)「教育基金積立金」でございます。内容につきましては、平成 25 年 11 月に、オリンピック金メダリストでありました北村久寿雄氏のご家族からいただいた寄附金を、教育基金に積み立てるものがございます。なお、今回の積立により、基金の残高は約 2,770 万円となっております。

次に、(2)「防災機能強化事業費」でございます。内容は、震災後の津波発生時に、大津小学校の児童及び地域住民等が南東舎屋上へ避難できるように、屋上までの外部階段や屋上フェンスの整備等を行うものがございます。なお、この事業につきましては、平成 26 年度予算において事業実施を予定しておりましたが、平成 25 年 11 月に国の前倒し内示を受けましたことから、3 月補正を行うものがございます。

次に、(3)「養護学校増築事業費」でございます。この事業は、平成 26 年度当初予算において計画をしております市立養護学校校舎増築工事に伴います、既存校舎のエレベーター改修事業費でございます。なお、この事業につきましても、平成 26 年度予算において事業実施を予定しておりましたが、昨年 11 月に国の前倒し内示を受けたことから、3 月補正を行うものがございます。

続きまして、(4)の「新図書館等複合施設建設事業費」でございます。本事業の所要額につきましては、本年度当初予算におきまして、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間の継続費として計上し、本年度 9 月議会に労務単価及び資材単価の上昇分を、12 月議会には消費税の上昇分をそれぞれ増額補正いたしております。その後、建築主体工事の入札が、委託先であります高知県において行われましたが、予定価格と応札額の開きが大きく、契約には至りませんでした。原因としましては、設計積算をした時点より、労務単価や資材単価が高騰していたこと、また、全国的にも言われております、技術者不足なども要因の一つではなかったかと考えております。

今回の補正予算につきましては、再入札にあたり、実勢価格を反映した予定価格とするため、最新の見積書の徴収、公告時期までの単価などの上昇想定、事業年度の延長を行い、再積算をした結果の増額補正となっております。また、平成 25 年度の予算編成時点では、高知県での積算ができていなかったため、予算を計上していませんでした新図書館情報システム機器の保守料等を、見積額に基づきまして今回新たに計上いたしております。継続費補正の内容といたしましては、当初の事業年度

を1年間延長し平成28年度までとし、また、総事業費につきましては、65億1,000万円を79億900万円、総額13億9,900万円を増額補正する内容となっております。

次に、(5)「繰越明許費」の設定でございます。地方自治法第213条の規定によりまして、平成25年度内に事業が完了できない事業につきまして、平成26年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会の承認をいただくものでございます。内訳でございますが、耐震補強工事の設計業務であります耐震補強推進事業、そして防災機能強化事業、養護学校増築事業、放課後児童クラブ施設整備事業、総合運動場施設整備事業及び東部総合運動場施設整備事業の6事業で、合計2億3,545万1,000円について繰越明許費の設定を行うものでございます。

続きまして、平成26年度の予算案についてご説明いたします。

資料は4ページをお開きください。平成26年度の予算の概要をご覧いただきながら、新規事業、重点事業を中心にご説明をいたします。平成26年度当初予算編成につきましては、歳入面では市税を中心に引き続き厳しい状況となることが想定される一方で、歳出面におきましても、公債費の高止まりや扶助費の増加が続き、一定の収支不足が見込まれているところでございます。財政健全化に向けて収支改善策に取り組むことはもちろんのこと、喫緊の課題であります、南海トラフ地震対策を始めとする安全・安心のまちづくりを最重点に置き、また、現在策定中の高知市総合計画第2次実施計画に登載された施策・実施事業を着実に推進するための予算の確保を、基本的な考え方としたところでございます。

平成26年度教育費予算につきましては、一番下の合計欄に教育費総額を記載しておりますが、最終的には総額110億5,103万8,000円でございます。前年度と比較いたしますと金額で15億7,055万円、率で16.6%の増加となっております。増加の理由としましては、小中学校の耐震化工事及び新図書館等複合施設建設事業費の増額が主な要因となっております。

表の上から順次ご説明をいたします。

まず、一番上にある区分1の教育総務費でございます。新規事業として、一番右の下、下線を引いておりますが、学校備蓄品事業費を計上いたしました。内容につきましては、南海地震対策として各学校に児童生徒用に簡易トイレや食料品等の備蓄品を整備するものでございます。

次に、小学校費でございます。新規事業としまして、土佐山小中学校グランド整備事業費、江陽小学校屋内運動場改築事業費を計上しております。内容でございますが、土佐山小中学校グランド整備事業費は、現校舎解体後のグランド整備の事業費で、また江陽小学校屋内運動場改築事業費は、平成26年度からの2か年継続事業費で屋内運動場の改築工事を実施するものでございます。

一つ飛びまして、4の高等学校費でございます。新規事業費として再生エネルギー等導入事業費を計上しております。内容でございますが、県補助金のグリーンニューディール基金を活用して商業高校に災害時停電対策として太陽光発電設備及び蓄電池の設置をするものでございます。

その下の特別支援学校費でございます。新規事業として、養護学校増築費を計上しております。内容でございますが、市立養護学校におきましては、これまでに慢性的な教室不足の状態が続いており、その解消のために普通教室6室の増築を実施するものでございます。

次に7の社会教育費でございます。新規事業として、社会教育総務費に児童館耐震診断事業費、図書館費に移動図書館整備事業費を計上しております。内容でございますが、児童館耐震診断事業費は、介良、西部、一宮、長浜の児童館について耐震診断を実施するもので、移動図書館整備事業費は、解体予定の市民図書館内にございます移動図書館施設を、大原町のスポーツ振興課棟内に移設するものでございます。

新規事業の最後になりますが、8の社会体育費でございます。体育施設整備費に、多目的ドーム整備事業費を計上しております。内容につきましては、東部総合運動場内への多目的ドーム建設に向けて、基本・実施設計を実施するものでございます。

新規事業の説明は以上でございます。

続きまして、5ページ以降に記載しております、重点施策の概要についてご説明をいたします。

はじめに授業改善推進事業でございます。事業の内容につきましては、これまでの各学力調査の結果から改善が見られているものの、活用力が問われる問題においては依然として課題が見られることなどから児童の思考力、判断力、表現力の育成を図ることを目的とし、算数B問題対応問題集の作成・配付、研究収録の手引きの作成・配付、小社会書き写しノートの配付を平成26年度事業費140万円で実施する予定としております。

続きまして、6ページをお開きください。さきほども少し触れましたが、土佐山小中学校統合整備事業、そして土佐山小中学校グラウンド整備事業費でございます。土佐山小中学校統合整備事業につきましては、今年度から平成26年度の継続事業として総事業費9億5,000万円で、現在、整備工事を実施しているところでございますが、26年度におきましては、新たに小中学校のグラウンド整備事業として、グラウンド整備及び拡張工事を予算額8,900万円で実施しようとするものでございます。

次に7ページの小・中学校耐震化対策事業でございます。4の中段、平成26年度事業について①から③にございますが、まず①江陽小学校屋内運動場改築事業は、平成26年度から2か年継続事業で屋内運動場の改築工事に着手するものでございます。②として、第四小学校東舎外6棟の耐震補強設計を行いますとともに、朝倉第二小学校屋内運動場の改築設計を実施するという予定でございます。また、③であります、耐震補強整備事業としまして、第四小学校屋内運動場外6棟の耐震補強工事を実施する予定でございます。

続きまして8ページの東部総合運動場多目的ドーム整備事業でございます。事業内容でございますが、東部総合運動場内に多目的ドームを建設するものでございまして、平成26年度は地盤調査及び基本・実施設計を予算額3,200万円で実施しようとするものでございます。

最後に、9ページの新図書館等複合施設建設事業でございます。平成26年度の事業としましては、8月に建築主体工事を発注予定となっております、その他の事業としまして3の中段に書いてございますが、工事管理業務、埋蔵文化財の資料整理等の業務、そしてシステム構築などの事業をトータル13億8,400万円で実施しようとするものでございます。

重点施策の説明は以上でございまして、資料2ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算外議案の条例議案について、ご説明をいたします。

はじめに、(1)「高知市いじめ防止等対策委員会条例制定議案」でございます。細かい条例案等については、お手元の資料10～11ページに載せてありますので、そちらの方も参考にさせていただきたいと思っております。内容につきましては、本市におけるいじめ問題等への対応等について調査、検証、審議及び改善策の検討などを行うため、教育委員会の附属機関として、高知市いじめ防止等対策委員会を設置するための条例を制定するものでございます。委員の任期は2年以内とし、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有するもの10人以内としております。委員会の所掌事項といたしましては、本市におけるいじめ防止等の措置及びいじめ事案等に関するもののほか、生命、心身における重大事態等、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案が発生した場合に、教育委員会の諮問により、調査、検証等を行い、その結果を教育委員会に答申することなどを規定する内容となっております。

続きまして、(2)「高知市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料12～13ページの方に、新旧対照表も載せておりますのでご参考にさせていただきたいと思っております。今回の改正の趣旨は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成22年度から実施しております公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止されたため、条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容につきましては、新旧対照表にも載せてありますが、これまでの授業料不徴収制度に係る条文を削除し、また今回の改正に併せまして、授業料等納付期日について、一部の月では毎月20日から25日に変更する内容に条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、(3)「高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料集、14～15ページの方に新旧対照表を載せております。今回の改正の趣旨は、

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)の施行に伴い、これまで社会教育法で定められていた、社会教育委員の委嘱の基準について、地方公共団体に条例委任されることから、条例の一部を改正するものでございます。具体的な委嘱の基準につきましては、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」としております。なお、今回の改正に伴いまして、本条例の名称につきましては、現行の名称から「高知市社会教育委員に関する条例」に改めることとしております。

続きまして、(4)から(9)につきましては、一括して説明させていただきます。

「高知市立旭小学校校舎耐震補強工事請負契約締結議案」他5件の請負締結議案についてでございます。これらの耐震補強工事につきましては、本年2月7日に、郵便入札方式による一般競争入札を実施いたしました。その入札の結果、旭小学校につきましては、有限会社有生と2億9,160万円で請負契約の締結を行うものでございます。また、同日に入札が行われました(5)以降の旭東小学校校舎及び中舎耐震補強工事他4件につきましても、それぞれ相手方金額等を記載しております。また、今回の入札の実施にあたりましては、不調、不落の心配もございましたが、予定をしておりました6件の耐震補強工事について、落札業者が決定し、当初の計画どおり実施できる運びとなりました。

今後の予定でございますが、今議会で議決をいただいた後に工事に着手いたしまして、最終の工期としましては、平成26年11月に耐震補強工事が完了する予定となっております。

最後に、(10)の「新図書館等複合施設整備業務委託契約の一部変更議案」でございます。お手元の資料、最後のページの16ページに「議案概要」ということで資料をつけておりますので、参考にさせていただきながら、説明させていただきます。

内容につきましては、高知市と高知県が共同で行います新図書館等複合施設に係る整備事業のうち、第439回市議会定例会において議決を経た、市第100号新図書館等複合施設整備業務委託契約について、建築主体工事の入札不調を受けまして、高知県に委託をして行っております新図書館等複合施設整備業務の予算額の見直しを行いましたため、当初の契約価格51億9,929万5,000円を14億6,290万円増額して、66億6,219万5,000円に増額変更を行うものでございます。額については、議案概要2番の変更箇所の契約価格のところに記載をしております。

本業務は、委託契約ではございますが、業務内容の趣旨は工事請負契約であること及び変更価格が2,000万円以上であることから、議決を要する案件としまして提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

門田委員長

ただいま説明いただきました内容について、質疑等ありましたらお願いします。

西森委員

最後のところだけ、少し教えていただけますでしょうか。

今言われた、たてりとしては委託契約である、つまり、新図書館複合施設に係る整備事業として高知県に市が委託するということで、県と市間の委託契約みたいになっているということですよ。そして、そうなっているけれども、金額が2,000万円以上という議案として議会に付さなくてはならない金額面の要件があることと、委託契約の場合であれば付さなくて良いけれども請負なら付さなければならないというような要件があるのでしょうか。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。

工事請負の場合につきましては、1億5,000万円以上が議案に出さなくてはならないということになっております。そして、委託契約の場合は、製造の請負でない限りは、議案とはならないということが条例にも定められております。ただ、これは相手方が県であっても、実質的には工事の完成を目的とするものであるからということで、地方自治法の解釈がありまして、議案にさせていただいております。

西森委員

手厚く、民主的なプロセスを踏むということですね。委託だからという枠組みで議会に出さないこともありえるのだろうけれども、実質請負だからということで、きちんと議会のご判断を仰ぐということですね。

市民図書館長

実質上建物が完成することから、議案にさせていただきました。

西森委員

ありがとうございました。

門田委員長

他にはご意見はございませんか。

西森委員

思いつくままにばらばらお聞きして申し訳ないのですが、教育基金積立金で、オリンピック金メダリストの北村さんのご家族からいただいた寄附金は教育基金に積み立てるということなのですが、これはさし当たっての用途などは、特にご指定はなかったのでしょうか。

スポーツ振興課長

この北村さんのご遺族からいただいた基金は、今後のスポーツ、主に北村さんがしておられた水泳の振興に使ってほしいということでした。現在、スポーツ振興課が行っておりますスポーツ賞という、競技スポーツの全国大会で優勝した方々を表彰する制度がございます。その制度では、今のところは表彰状をお渡しするだけなのですが、この基金を活用しまして楯もお渡しし、今後優秀賞を取られる方たち、北村さんのように金メダルを目指す子どもたちの一層の励みになるようにということを考えております。

西森委員

よくわかりました。ありがとうございます。

山本委員

小中学校の耐震化ですけれども、26年度末で86.5%と出ています。割合順調に進んでいると思えますけれども、100%完了するのは大体何年後くらいを目途に考えておられますか。

教育政策課長

教育政策課、森田でございます。

平成30年度までに、1年でも早い完了を目途にということで取り組んでおりまして、今おっしゃいましたように、26年度末に、86.5%に達する予定でございまして、27年度末には95%くらいに達するようになります。なお、校舎につきましては、27年度末にすべての校舎の耐震化が終了見込みというところまでできております。

門田委員長

他にはございませんか。

西森委員

幼稚園、保育園と小学校の連携ということが言われておりますが、これが予算の中で具体的に見えるというところはあるのでしょうか。

学校教育課長

今年度は、小1サポーターという制度を作りまして、4月から6月の期間限定で子どもたちのケアをする人的配置をしながら、私どもで作っておりますスタートカリキュラムを実践していただくというような予算を計上しております。12校程度の枠しかございませんし、お一人当たり1日1時間から4時間程度で、本当にボランティアに近いような形で、1,000円の謝金で計画をしております。

西森委員

ありがとうございます。

門田委員長

他にはございませんか。特にないようでしたらお諮りいたします。

市教委第5号「平成26年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、特に意見はないということでご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。それでは、市教委第5号はそのように決しました。次に、日程第3市教委第6号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課長の横田でございます。

高知市立学校体育施設の開放に係る照明施設の使用料の減免について、消費税法等の改正に伴いまして、規則の一部改正を行うものでございます。

4～5ページに改正規則案と、6～9ページに新旧対照表を載せておりますのでご覧になっていただきたいと思っております。わかりやすいので、新旧対照表によりご説明いたします。

第6条の第2項でございます。100分の105を乗じるという部分を、消費税法に規定する消費税の税率及び地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率を乗じるという表現に変更することになります。第3項も同じことになっております。

様式につきましては、新旧対照表にありますように、現在学校施設の利用料につきましては、ここにありますような利用券を購入していただきまして、それを添付していただき使用していただくことになっております。現在、学校施設では、屋内体育館が1時間バレーボールコート1面に対して300円、屋外運動場がソフトボールコート1面、1時間について700円、そして春野の運動場につきましては、若干照明等の施設が大きいので、屋外施設Aが1時間について1,000円、Bについては1,500円というような時間単価になっております。それをおおむね2時間で使用しておりますので、それに相当する利用券を買っていただいております。その分について、今回の改正によりまして、新しい利用券を作成していくということになります。5ページに戻りますが、古い利用券が残っている分もでございます。金券でございますので、経過措置としまして、お手元にある分は使用していただき、不足分に10円券等で足していただき対処していくこととしております。

残りの資料につきましては、日報等の金額の変更となります。

説明は以上です。

門田委員長

学校体育施設の開放に関するご説明でした。利用料金について改正するということですが、特にはないですか。

ご意見もないようですので、市教委第5号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。それでは、市教委第6号は、原案のとおり決しました。続きまして、報告事項です。「高知市いじめ防止基本方針策定スケジュールについて」、事務局の説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

人権・子ども支援課、横田でございます。

資料1の「基本方針及び組織設置に向けたスケジュール（案）」をご覧ください。

現在、高知市の基本方針の策定に当たりましては、外部有識者や関係機関等で構成される高知市い

じめ防止基本方針検討委員会を立ち上げまして、先週の金曜日 21 日に第 1 回の検討委員会を開催いたしました。第 1 回検討委員会では、委員の委嘱式に続き、高知市教育委員会が作成した基本方針のたたき台を基に、いじめに対する基本的な考え方の下、いじめの防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の 4 つの柱に基づき、各方面からご意見をいただきました。別添の資料といたしまして、当日使用いたしました「高知市いじめ防止基本方針(たたき台)」を配付させていただいております。下線部分につきましては、高知市の実態に応じまして、独自性を出しているところがございます。委員からいただいた意見を基に修正し、第 2 回検討委員会を 3 月初旬に開催した後、4 月から市民の皆さま方の声を広く反映させるためにパブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメント終了後は、5 月に第 3 回検討委員会を実施し、教育委員会での審議の後、6 月には基本方針の策定を完了し、公表する予定となっております。現在、各校で作成をしておりますいじめ防止基本方針につきましては、第 1 回委員会でもいただいた意見を基に修正した案を、3 月校長会でお示しし参考にしていただくとともに、7 月校長会におきまして高知市いじめ防止基本方針の完成版を提示し、各校の基本方針をより良いものに調整してもらうようにしております。資料 2 につきましては、検討委員会の設置要綱を載せております。資料 3 につきましては、検討委員会の委員名簿でございます。委員長は高知大学の遠藤隆俊教育学部長、副委員長には土佐山中学校長の依岡誠児小中特別支援学校長会代表をお願いをしております。資料 4 には、第 1 回検討委員会をどのような流れで行ったかをお示しするために、会次第をお付けしております。

続きまして、教育委員会の附属機関であります高知市いじめ防止等対策委員会の委員についてご説明をいたします。資料 5 をご覧ください。この図は、3 月議会の条例議案として説明をいたしました、高知市いじめ防止等対策委員会の活動イメージを示したものです。本組織は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項及び第 28 条等に基づきまして、教育委員会の附属機関として、左にありますように、平時は、本市のいじめ防止基本方針に基づいた取組等の評価・検証・改善策の答申をいただくようになっております。また、右をご覧ください。いじめにより児童等の生命心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときなどには、この組織が事実関係の調査等を行うこととなります。資料 6 をご覧ください。当組織の委員につきましては、公平性・中立性の確保に努めることが求められているというところもございまして、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、警察及び教員 O B の合計 6 名で構成されるようにし、現在、各職能団体に対して推薦をさせていただきますように依頼を行っているところがございます。委員につきましては、10 名以内というのが最初の条例の案でございましたが、欠員が出た場合、当いじめ事案にすでにかかわった場合などは、その方は調査できないということから、最大 10 名以内ということにしているところがございます。今後、条例議案の議決に合わせて、3 月の定例教育委員会において、委員委嘱のための審議をお願いする予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

門田委員長

ただいまの件に関して、質疑等はございませんか。

山本委員

いじめ防止等対策委員会は、重大事態発生ということは、例えば、教育委員会の方がそれをお願いするといったとき重大事態になるのですか。教育委員会がお願いしなければ、重大事態にはならないということですか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

基本的には、各学校からいじめ事案の報告が教育委員会にあがってきております。いじめにより自殺や自殺を企図した場合、精神疾患が長引いた場合、いじめによって長期間不登校になっている状況等についての重大事案を認めた場合につきましては、教育委員会に重大事態として対応していきたいとお諮りして、附属機関で調査するという形の流れを作っていきたいと考えております。

門田委員長

ご意見がありましたらお願いします。

教育委員会の附属機関としての、高知市いじめ防止等対策委員会というのが作られるのですよね。スケジュール表の下に記載されていますが、学校でも、各学校の組織設置完了というのが3月にあるのですが、ここで言う組織というのは何になりますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

これは、義務付けられております。各市立小学校、中学校、高等学校につきましては、各学校の実態に応じて基本方針を作成いたします。それから、このいじめ防止等対策委員会のように、各学校の取組が、計画的に効果的に進められているかどうかの組織を作りなさい、という形になっておりますので、各学校におきましてもこのような組織を作るという流れになっております。

門田委員長

外部の方も入れてということですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

状況に応じて、外部の方の意見も参酌して策定をし、策定について子どもの意見も取り入れてというところがありますが、組織については場合によっては地域の代表の方とか、それから学校カウンセラー、それから人権・こども支援課の生徒指導スーパーバイザーとか、そういう方も含めて組織を作るような形を依頼しているところです。

松原教育長

保護者の方が、いじめの事例に対して、学校の対応では納得できないというようになった場合は、どうなるのですか。高知市が作っている高知市いじめ防止対策委員会で論議するのですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

基本的には、学校の方でいじめの報告を受けて、調査を行い、その行動がいじめにあたるか、どのように対応していかなくてはならないかというような話し合いをしていきます。ケースによりまして、人権・こども支援課の方から指導主事や、場合によって県の緊急派遣チームのスクールカウンセラー等を派遣し、対応していくという形になりますが、それでも保護者が納得できない等の場合は、この教育委員会の附属機関で調査を行うことが考えられます。

松原教育長

附属機関というのは学校も作るし、教育委員会も作ると、そして市長部局も作るということですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

各学校はいじめに対応する組織を作ります。学校での組織は、基本的には今行っている校内支援会や、生徒指導委員会を拡大した形で、策定している基本方針の取組が効果的に進められているかどうかを協議し、取組の検証については外部委員も場合によって入れて検証していただくという形になろうかと思えます。

松原教育長

例えば、学校が設置している委員会のなかで、学校の方ではこれはいじめではないという結論に達したけども、被害者はいじめだと思っていると、それで第3者機関に訴えるという場合は、どこに訴えることになるのですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

高知市の教育委員会の附属機関のほうで対応しなくてはならないということです。現在も実際は、いじめの対応とか学校の子ども同士のトラブル等で、教育委員会の方で、保護者の方のお話も聞かせていただきながら、それから学校と連携した取組をしていっております。やはり大きな事態の場合については、附属機関でしっかり対応をしていかなくてはならないというように考えております。

ただ、懸念されることは、保護者のほうから重大事態であるというような形でたくさん上がってくる場合も予想はされますので、そのあたり、保護者の願いとか思いとかいうことの納得性をどのように作り上げていくのかということが課題と考えております。

山本委員

例えば、各学校でいじめに近いことがあって、保護者から学校を飛び越えて、こういった附属機関が教育委員会にあるというところで、直接そちらのほうに行って話をすることも想定されると思うのですが、そういったことへの対応はどのように考えておられますか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

おっしゃるとおりで、学校の対応とかも抜きにして、いきなり、教育委員会の機関があるのだからから調査をしてほしい、ということになった場合には、その内容とかそれから保護者の状況なども加味して、調査するか否かも含めて、この教育委員会でご相談させていただきたいというふうに考えております。

松原教育長

保護者の方は、直に学校に言う場合と、この附属機関に言う場合と、それぞれあるということですね。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

想定されるということです。

西森委員

なかなか読み込めていないのですが、いじめの定義としては、児童等に対してということで、子どもの世界で起きている問題を捉えた定義ということになりますよね。そこで、高知市いじめ防止基本方針ということになり、学校という場が一番大きいところなので、教育委員会が所管にはなりますけれど、もう少し言うと生涯教育みたいな面がありますよね。要するに、大人の世界で起きていることの縮図だったりもするのですよね。ストレスの云々と書いてありますけれども、大人の世界のしわ寄せが子どもにもいっているということもあるわけですよね。大人の世界ではパワハラが起きていて、それは厚生労働省が対策を講じているところですよね。そういう中で、とりあえず、いじめは子どもの世界の問題ですけれども、やはり生涯教育みたいなことで、大人たちの心からもいじめは良くない、いじめをしてはいけない、という意識を作っていくということがすごく大事なのだらうと思っております。それについて言及されているのだらうなと思うのが、「学校と保護者との連携を図り、いじめの問題についての研修会の実施など、いじめについての正しい認識が培われるような取組を進める。」これで、大人育てをするという感じだと思うのですけれども、具体的には、この研修会というのはどんなことが考えられていますでしょうか。

人権・子ども支援課長

いじめについての保護者、地域の方、市民の皆さんに対しての啓発ということにつきましては、一つは、保護者に対しましては、人権・子ども支援課の方でPTA人権研修の講師謝金を予算化しております。そういったあたりを活用していただきながら、いじめ問題についての講師を呼んでいただいて、お話をします。あるいは、人権・子ども支援課の方からお話に行くということも当然考えられますし、そうしたようなものを利用していきます。それから、保護者向けには、リーフレット「いじめのサインを見逃さないために」という、いじめ問題について、保護者の方にいち早くこんなことを注意してくださいとか、子どもと接するときにはこんな接し方をしてくださいというような、啓発用のリーフレットを作成しております。昨年度はすべての保護者に配ったのですが、今年度は新1年生の保護者を対象にお配りしております。また、高知市の広報「あかるいまち」では、本年度、いじめに対する理解を深めていくということで記事を掲載させていただいております。このように色々なことをし、また学校の方でもいじめの問題について、開かれた学校づくりですとか、コミュニティ・スクールの場で、ぜひそういったことを話題にさせていただきながら理解を深めていただきたいということを、こちらから働きかけることを考えていきたいと思っております。

門田委員長

今日いただきました、高知市いじめ防止基本方針(たたき台)ということなんですけど、これを受けて学校も基本方針を作るのですよね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

前にもお話をしましたが、本来は、国が作成して、市が作成して、その後学校が作成するという流れが一番良かったと思うのですが、法が施行されて半年経っておりますので、学校については急ぎ、国の基本方針を参酌して各学校で作ってくださいということで、こちらからも見本や例示をしたものを提示し、作っていただいている状況です。

当然、中身等、高知市の基本方針がこれから策定されていくわけですので、3月校長会でこのたたき台を修正したものを提示し、7月の校長会では完成したものを提示して微調整をしていただくという流れで、考えているところです。ただ、今までの高知市の人権教育であるとか、不登校を生じさせない学校づくり等での安心・安全な学校への取組をしまりました。学級経営ハンドブックやあったかプログラム、アンケート、そのようなものを活用することを今各学校がやっておりますので、その流れを汲んだ取組になります。基本方針については、新たなものを学校にしてもらおうというよりは、基本方針を確認するということろを徹底させていきたいと考えております。

門田委員長

10ページにあります、「学校基本方針に以下の6項目を盛り込み、具体的な取組として年間計画に位置づけるものとする。」とあります。これはすでに学校はできていると思っております。これをより充実したものにしていくということですね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

はい。

門田委員長

これまでずっと積み上げてきた色々な取組をさらに組織的に充実させていくということですね。中身の検討もなかなかできませんけれども。たたき台ということでよろしいでしょうか。

人権・こども支援課長

パブリックコメント前には、またご報告をいたします。

門田委員長

そのときには、もっと時間をとって読み込んでいただくようにしたいと思います。

次に移ります。「土佐山小中一貫教育検討委員会の報告書について」事務局の説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

教育政策課の野村でございます。

こちらのカラー刷りの「土佐山の小中一貫教育」という資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

来年4月に開校を予定しております、土佐山小中一貫教育校の教育の内容について、本年度検討委員会を設置いたしまして検討してまいりました。この土佐山小中一貫教育校は、中山間の土佐山という地域にあって、その自然や文化を大切にしながらも先進的な教育内容を実践していくことで、教育モデルとなるような学校を目指したいと考えております。

それでは、報告書の概要をご説明いたします。表紙を一枚開いていただきまして、右側からになります。この報告書では、上半分に教育内容についてを短い言葉や構造図等で表しております。下半分には、その内容を説明する形をとっております。それでは、まず右側をご覧くださいと思います。小中学校が施設一体型の校舎で学校生活を送ることができる強みを活かして、9年間の系統性、継続性を重視した教育活動に取り組むとともに、社学一体の理念を継承し地域社会と一体となって教育に取り組む風土を育むことが重要であるところから、小中一貫教育の目指す姿を、「将来をたくましく、豊かに、勇気をもって生き抜く児童生徒を育成する土佐山の小中一貫教育」としました。そして、幅広い年齢の集う一貫校の特徴に加え、小規模校の特徴も併せ持ち、学年や校種を越えた交流や一人ひとりに応じた指導の充実が求められ、学校・家庭・地域が連携し、人と人の有機的なつながりから生まれる教育力をもって、子どもたちの健やかな成長をサポートすることが重要なことから、七つの基本方針をその下に示したところです。

次のページをお開きください。左側をご覧ください。まず、土佐山小中一貫校の核になるところをご説明いたします。義務教育の小中9年間で「4・3・2」の三つの学年区分、前期、中期、後期に分けて、それぞれ「夢を描く」「自分を見つめる」「道を拓く」というテーマを掲げて、それぞれの段階での大切にしている視点を設けました。9年間で滑らかに繋ぐために、中期ブロックから教科担任制度を導入していきます。また、異学年交流の機会を多く設定することで、リーダーの育成、自己の生き方を主体的に探索できるような、体験や交流活動を重視した学習活動を推進します。さらには、地域の教育力の活用といった実践から生み出される教育活動、こうした土佐山独自の教育手法を「土佐山『志』メソッド」と位置づけました。

右のページをご覧ください。次に、特色ある教育活動として、9年間を通じて学校裁量の時間を活用して、英語表現力の育成を目指す「英語表現活動」に取り組みます。具体的には、異学年交流やネイティブとのふれあい、ICTの活用、英語検定への挑戦など、親しみやすい学習活動を通して、幅広く活用できるコミュニケーション能力の獲得に興味・関心を高められるような取組を進め、小学校高学年の外国語活動や中学校の授業との円滑な接続を図ることで、土佐山小中一貫校における英語教育と位置付けました。

次のページをお開きください。特色あるプランの二つ目として、「地域のよさに気付き、豊かな表現力を身に付けるとともに、様々な体験を通して、「志」の高い児童生徒を育てる「土佐山学」を創設いたします。現在、土佐山小中学校の総合的な学習の時間に取り組まれている学習を再構成しまして、「地域理解教育」、「コミュニケーション能力の育成」、「キャリア教育」の三つの柱を設定し、地域に愛され、育まれていく持続的な教育活動で、広く社会で活躍できるグローバルな人材の育成を目指します。

右のページをご覧ください。学校運営協議会制度の導入です。昨年度から今年度までの2か年間、文部科学省の研究委託を受けまして、コミュニティ・スクールについての研究を進めてまいりました。地域住民が責任ある立場で学校運営に参画し、熟議を重ねながら教育活動を支えつつ、そこに係わる大人たちの成長を促すことで地域の絆を強める取組として、開校前、本年4月から正式にコミュニティ・スクールとしてスタートします。学校運営協議会を基盤として、三つの課題別コミュニティが構築され、具体的な教育活動について、保護者、地域、学校が目標を共有して活動を進めてまいります。

最後のページ左側をご覧ください。ICTを活用した教育活動です。中山間地域の教育モデルを目指すこの土佐山小中一貫校では、魅力ある学校づくりの一つとして、ICTを活用した教育活動を展開してまいります。具体的には、普通教室すべてに電子黒板を整備する計画を進めております。こうしたことにより、効果的な学習指導に取り組むとともに、社会において必須の能力といえる情報活用能力の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

来年度は、この報告書を基に、土佐山小中学校の方で、具体的な指導体系の構築、英語表現活動や土佐山学の指導計画の作成、そしてICT活用の教職員の研究など進めていくことにしています。来年4月の開校に向けて、そのような取組が大変重要であると考えております。

教育委員会としましては、高知市の広報「あかるいまち」5月号に、この報告書の内容を掲載することとしております。また、市内全域からの児童生徒が通学しやすいように、市内中心部からスクールバスの運行も検討を進めていきたいと考えております。さらに土佐山地域振興課では、子育て世代の住居の整備も進めているところです。こうした内容も合わせて、来年度チラシを作成して、高知市内全域に周知をはかっていきたいと考えております。

以上、報告書の内容、概略のご説明をいたしました。

門田委員長

質問などはございませんか。

開校の年、平成27年4月の児童生徒数は、大体何人になりますでしょうか。

教育政策課教育企画監

昨年7月の推計によりますと、27年4月の小学校が36名、中学校が19名で55名という推計値に

なっております。

門田委員長

もうひとつお聞きしたいのですが、こちらの中学生は、大体どういった高校を希望して進学していますか。交通の便が非常に悪いのですが、一番近い高校はどこになりますか。

山本委員

一番近いのは、小津高校、追手前高校になります。

門田委員長

自宅から通えますか。

山本委員

公共交通は使いにくいので、家の人を送り迎えをしています。ほとんどの方がそういった形で高校生活をサポートしています。

門田委員長

小学校から中学校への繋ぎは、非常によくできているのですが、中学校から高校への繋がりがうまくいくといいですね。

あとは、環境を整えたから、そこに入る人、先生方ですね。どの学校も充実をさせなければいけません、特に小中一貫がスタートする学校は大切ですね。この先生の所で学びたいというような子どもたちが増えるように、魅力ある先生がいらっしゃるといいですね。理想ですけども、是非、お願いします。

松原教育長

普通のことをしたのでは、今までとあまり変わらない。普通の教育ではなく、相当画期的なことを行わなければいけないですね。勇気を持って行わないといけないのではないのでしょうか。

西森委員

すごい学校ができそうだなと思って読ませてもらいましたが、もう少しパンチがあってもいいという感じもしました。

高校で地域外に出るのは避けられないので、そういう意味では、高校に行った時に他の生徒から、すごいやつらがきたぞと、英語がぺらぺらしゃべれるし、個性はあるし、意見ははっきり言うし、それぞれ主役で9年間鍛え上げられてきているから、すぐに学級委員なんかもできる。そして、塾なんか通ってない、全部学校でやってもらってこれだけ仕上がって山から下りてきたと。そんな子どもたちが徹底的に出てきたら素晴らしいですよ。

そんなイメージかなと思ったのですが、もう少しパンチがほしい感じがしました。

教育政策課教育企画監

いま、西森委員さんが言われたように、英語教育の所を見ていただきたいのですが、ここにALT、ICT等を活用して行う、そして最終的には英語でのスピーチコンテストや英語検定とかプレゼンテーションとか、いわゆるコミュニケーション能力、表現力を持つ、そういう子どもたちをこの9年間で育成したい。これが一つの大きな目玉であるということです。

西森委員

あえて、これが難しいのかなと思うのが、部活ですよ。やはりスクールバスで通学だったら、この年齢の子どもさんたちは遅くまでスポーツの部活をするような時代ではないのかもしれませんが。多分5時位になったら帰らなきゃなりませんよね。また、人数的にもあまり部活とかは組めない感じですか。

松原教育長

少ない人数でできる部活がありますよね。そういうものでいい指導者を入れれば、結構いいものになるのではという感じもします。

教育政策課教育企画監

土佐山では、男子はソフトボール、女子はバドミントンということになっていました。ソフトボー

ルは土佐山中1校では成立しないということで、鏡中、西部中と合同チームということで行っております。ということから、本年度部活動については、土佐山中の校長先生にお聞きしますと、バドミントンの方で男女ともということで、始めているということです。ですからそのあたり、指導者ということも非常に大事なことではないかと思っています。

西森委員

ちなみに愛称は公募ですか。

教育政策課教育企画監

愛称は、終わりのページ左側にスケジュールがございますが、開校準備協議会というものを地域で検討していただいています、いわゆる通称名について公募をしようということで、5月の広報「あかるいまち」に概要を掲載するときに合わせて公募をしようとしています。

門田委員長

より理想に近い形で運営されますように。教育委員会も全面的に協力してまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、他にないようでしたら質疑を打ち切りたいと思います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで本日の教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

委員長

3番委員
